

各 位

令和 4 年 3 月 10 日
茨城県職業能力開発協会

技能検定受検手数料の減免対象者の変更について

技能検定につきましては多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきましては、令和 4 年度前期から技能検定試験の実技試験受検手数料の減免対象者が下記のとおり変更となる予定です。(茨城県手数料徴収条例の改定による変更)

今後も技能検定試験の円滑な実施に取り組んで参りますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

記

1 改定時期

令和 4 年度前期試験から

2 対象となる職種・等級

(1) 職種：茨城県が公示する全職種

(2) 等級：2 級（五輪含む）・3 級

3 対象となる方

実技試験を受検する方で下記の (1) 及び (2) のいずれにも該当する方

(1) 実技試験実施日が属する年度の 4 月 1 日において 25 歳に達していない方

(2) 実技試験受検申請日において在職者（雇用保険被保険者）である方

4 実技試験受検手数料

区分 等級	右記以外	在留資格者 (※1)	在校生・訓練生 (※2)	25 歳未満かつ 在職者
2 級（五輪含む）	18,200 円		18,200 円	9,200 円
3 級			12,100 円	

◆ 学科試験受検手数料は、一律 3,100 円（変更なし）。

※1 「在留資格者」は、一定の在留資格をもって在留する者（技能実習など）

※2 在校生・訓練生等（公共職業能力開発施設の訓練生や高等学校の在校生など）の 3 級実技試験手数料については、一般の手数料から 1/3 を減額。